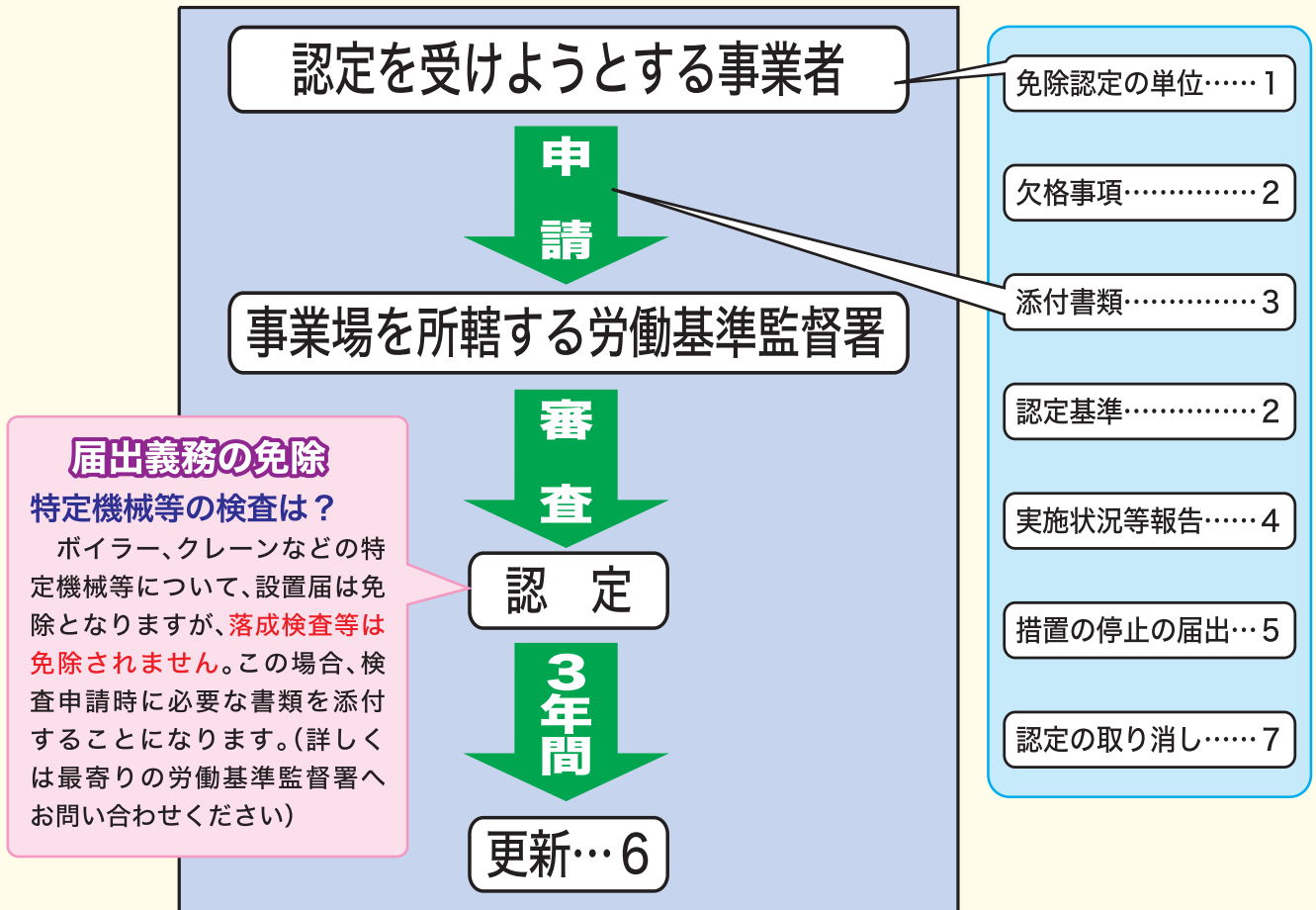


認定制度の概要

労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施しており、一定の安全衛生水準を上回る事業者は、労働基準監督署長の認定を受けることにより、労働安全衛生法第88条第1項及び第2項に基づく計画の届出義務が免除されることとなりました。

(免除対象機械等はリーフレット裏面をご覧ください。)

(注)ボイラー、クレーン等の特定機械等に係る検査は免除されません。



1 免除認定の単位

認定は「事業場」ごとに行います。ただし、建設業に限り「仕事の契約を行う事業場(店社)」ごとに行います(店社の傘下の現場に係る計画届が免除されます)。

